平成２４年（フ）第１１６号
群馬県高崎市下之城町509番地１　コートハウス手島Ｃ号
破産者　片山　　勇
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１０６１号
横浜市南区永田みなみ台２番10―1301号
破産者　永山　　仁
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３９号
神奈川県南足柄市弘西寺293番地15
破産者　佐藤　良夫
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１号
新潟県新発田市塚田153番地
破産者　森山　俊一
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第７９号
長野県上伊那郡南箕輪村８―１　山下貸家、申立時の住民票上の住所長野県伊那市高遠町藤澤87番地１
破産者　伊藤　政史
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１８５号
岐阜県大垣市開発町１丁目13番地128　和合団地Ｇ104号、開始決定時の住所岐阜県大垣市静里町469番地３
破産者　髙木建設こと　髙木　治作
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
静岡県伊豆市修善寺197番地
破産者　杉村　孟男
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
岡山県倉敷市西阿知町576番地12
破産者　定井　輝幸
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第７４９号
広島県山県郡北広島町舞綱688番地１
破産者　大谷　利幸
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７５０号
広島県山県郡北広島町舞綱688番地１
破産者　大谷　博幸
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４号
福岡県柳川市三橋町百町920番地８
破産者　古賀　　徹
１　決定年月日　平成25年３月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
宮崎県都城市鷹尾４丁目12街区17号
破産者　岩崎　知博
１　決定年月日　平成25年３月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２３８９号
名古屋市西区大野木３丁目42番地
破産者　有限会社セブンライズ
１　破産債権の届出期間　平成25年４月12日まで
２　一般調査期日　平成25年６月18日午前11時
平成25年３月12日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７１９号
京都市左京区田中南西浦町88番地11
破産者　伊藤秋子こと　金　　泳愛
１　破産債権の届出期間　平成25年４月24日まで
２　一般調査期日　平成25年５月15日午後３時30分
平成25年３月13日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋919番地
破産者　白井　久雄
１　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
２　一般調査期日　平成25年６月７日午前10時30分
平成25年３月12日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３８号
宮崎市南方町迫之山186番地１
破産者　鳥原　美和（旧姓日野）
１　破産債権の届出期間　平成25年４月30日まで
２　一般調査期日　平成25年５月31日午後１時30分
平成25年３月12日　　宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１０７号
愛知県西尾市丁田町杢左61番地　サンリバー101号室
破産者　久嶋　義行
１　破産債権の届出期間　平成25年５月１日まで
２　一般調査期日　平成25年９月13日午後４時
平成25年３月13日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

債権者集会招集

平成２４年（フ）第２３９号
北海道帯広市白樺16条西３丁目11番地１　コーポラスロビン101
破産者　越智　正次
１　期日　平成25年５月23日午後２時30分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年３月13日
釧路地方裁判所帯広支部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２５０号
福井県坂井市丸岡町里丸岡２丁目118番地
破産者　浅野　成昭
免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
平成25年３月13日
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３号
埼玉県越谷市大字大里221番地48
破産者　滝澤　秋弘
免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
平成25年３月12日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係